

第2節 福祉の充実

1 児童福祉

(1) 子育て支援

【こども未来課】

出生数の減少、核家族化や都市化の進行など、子どもや家庭を取り巻く環境が変化しています。

特に出生数の減少は、地域社会の活力低下や労働力人口の減少など、社会的・経済的な影響とともに、子どもの育ちにとっても社会性が育ちにくくなるなど、その影響が懸念されており、子どもが健やかに育つための環境づくりが重要な課題となっています。

このため、子育てに関する諸施策を積極的に推進しています。

ア 「ふく育」応援団

従来のママ・ファースト運動を発展的に継承し、令和3年10月から、子育て世帯等を応援する企業等を「ふく育」応援団と位置づけ、すべての子育て世帯および妊婦を対象とした割引サービス、乳幼児連れの子育て世帯への外出サポート、子育てしやすい職場環境づくりについて、応援団がそれぞれ可能な範囲で取組み、子育て世帯等を社会全体で応援しています。

イ 子育てマイスター

保育士や保健師等の有資格者を「子育てマイスター」に登録し、子育て中の保護者が身近な場所で気軽に子育てに関する悩みや不安を相談できるよう、子育て支援センターや児童館、公民館などで育児相談などのボランティア活動を行います。

ウ 地域子育て支援拠点

保育所等の児童福祉施設、公共的施設において、子育てに関する知識と経験を有する職員等を配置し、子育て中の保護者の相互交流や育児相談、子育てに関する情報の提供などを行います。

エ 医療費助成の実施

中学校3年生までの通院・入院にかかる医療費を助成し、元気で力強い子どもの育みを応援します。

オ 子だくさんふくいプロジェクト

保育料や病児保育・一時預かりの利用料の無料化について、対象を第3子以降に加え、第2子に拡充するとともに、保育所等に入所せず家庭で子育てする世帯への育児手当を創設し、さまざまな子育て世帯へのよりきめ細やかな支援を実施しています。

カ 児童手当

児童手当は、次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援するため、中学校修了前の児童を養育している人に、支給されます。

キ 保育所・認定こども園

本県の場合、女性の就業率が全国2位、共働き率全国1位（令和2年国勢調査）と高いことから、仕事と子育ての両立を支援する上で、保育所や認定こども園の果たす役割は重要であります。

このため、多様な保育ニーズに対応して、通常の保育時間を超えた延長保育や保護者の

用事や育児疲れの解消などのため家庭での保育が一時的に困難な場合の一時預かり、障がい児保育など、きめ細かな保育サービスを提供することにより、働きながら安心して子育てができる環境の整備を図っています。

第 52 表 保育所・認定こども園（保育部分）の現況

令和 4 年 10 月 1 日現在

	施設数	定員数 (A)	入所人数 (B)	充足率 (B)／(A)
市部	242	24,658	22,319	90.5%
町部	45	3,681	2,898	78.7%
計	287	28,339	25,217	89.0%

資料出所：児童家庭課

ク すみずみ子育てサポート

保護者が通院や冠婚葬祭、学校行事などに参加する場合に、NPO法人やシルバー人材センター等が実施する一時預かり、保育所等への送迎、家事援助サービスの利用料の半額および保険料を助成します。

ケ 放課後子どもクラブ応援事業

地域の実情に応じて、放課後子どもクラブを実施し、子どもの安全・安心で健やかな活動場所を確保します。

- ・ 実施校区数 184 小学校区（令和 4 年度）

コ 病児デイケア

病院や保育所等において、病気治療中や病気の回復期にあつて保育所での保育が困難な児童を一時的に預かります。

(2) 要保護児童対策

【児童家庭課】

児童相談所や市町児童相談窓口は、保護者のない児童や、さまざまな理由により家庭で暮らすことができない児童、または非行や行動上の問題のため、生活指導や自立支援を要する児童に関する相談に応じ、児童や家庭に最も効果的な援助を行います。場合によっては、児童福祉法に基づいてそれぞれ最も適した児童福祉施設等において保護、育成を図り、児童の福祉向上に努めます。

ア 児童委員

児童委員（民生委員が兼務）は市町の民間奉仕者として自主的な活動を行うとともに、地域の児童および妊産婦の援助指導を行い、その福祉向上を図っています。

また、今日の子どもや家庭を取り巻く状況は多様なものとなつてきていることから、地域住民に最も近い存在である児童委員の活動の更なる推進を図ることを目的に、平成 6 年 1 月から児童福祉に関する事項を専門的に担当する児童委員が「主任児童委員」として設置されています。

イ 助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由で入院助産を受けることができない妊産

婦が利用し、助産を受けることができる施設です。県下5か所設置されています。

ウ 乳児院

保護者のいない、または、保護者が養育できない乳児（特に必要のある場合には幼児を含む。）を入所させて養育する施設です。県下に2か所設置されています。

エ 児童養護施設

乳児を除いて、保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて養育し、自立を支援する施設です。県下に5か所設置されています。

オ 児童自立支援施設

不良行為を行う児童、不良行為を行うおそれのある児童および家庭環境上の理由により、生活指導等を要する児童を入所させ、または保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する施設です。県下に1か所（入所のみ）設置されています。

カ 里親・ファミリーホーム

児童が成長する過程においては特定の信頼できる大人との間での愛着形成がとても重要であり、保護者のいない、または、保護者が養育できない児童については、家庭と同じような環境で生活することができる里親やファミリーホームにおける養育を推進しています。令和4年度末現在で161家庭の里親が登録されており、ファミリーホームは県下に1か所設置されています。

キ 自立援助ホーム

義務教育終了後15歳から20歳まで（場合によっては22歳まで）の家庭がない児童や、何らかの理由で家庭にいたることができない児童が入所し、自立を目指して生活する施設です。県下に1か所設置されています。

2 障がい児の福祉

【障がい福祉課】

障がい児とは、身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童および精神に障がいのある児童（発達障がいのある児童を含む）をいい、重症心身障がい児とは重度の知的障がいおよび重度の肢体不自由が重複している児童をいいます。これらの児童に対しては、それぞれの障がいや発達に応じた各種福祉施策を実施しています。

(1) 療育相談・指導

障がい児の療育にあたっては、疾病や障がいを早期に発見し、早期に治療を行うことは、その後の成長・発達に大きな効果があり、障がいの予防や軽減につながることから、各市町で行っている1歳6か月健診や3歳児健診などの乳幼児を対象とした一斉健康診査によって、障がい児の早期発見に努めているほか、障がい児の医療と福祉の機能を備えた総合療育機関として、こども療育センターを設置しています。

こども療育センターでは、早期発見・早期療育体制の確立を目指し、各種の障がいに迅速に対応できるようリハビリテーション科、小児科、整形外科、児童精神科、耳鼻咽喉科、眼科等の医療体制を整備するとともに、センターには、児童発達支援センターや医療型障がい児入所施設を設置し、これらの部門が連携をとりながら指導を行っています。

また、県総合福祉相談所・敦賀児童相談所においては、障がい児に関するあらゆる相談に応じているほか、保育所等に入所中の障がい児についての判定・助言、障がい児施設への入

所措置や療育手帳の交付など、児童の福祉増進のために必要な施策を実施しています。

さらに、各地域に密着した相談機関として県健康福祉センター、市福祉事務所（家庭児童相談室）があり、障がい児の相談に応じているほか、家庭や保護者の相談相手として民生委員（児童委員）や身体障がい者相談員、知的障がい者相談員を各地域に配置しています。

また、自閉症や学習障がい等の発達障がいのある障がい者（児）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として発達障がい（児）者支援センターを設置し、発達障がいに関する各般の問題について発達障がい（児）者およびその家族からの相談に応じ、適切な指導または助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により、地域における総合的な支援体制の整備を推進し、発達障がい（児）者およびその家族の福祉の向上を図っています。

(2) 身体障がい者手帳、療育手帳および精神障がい者保健福祉手帳の交付

身体障害児、知的障害児および精神障害児に対する各種の相談・指導・施設入所などの援護措置を受けやすくするため、それぞれ障がいの区分に応じて身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳を交付しています。本県における各手帳の交付状況は、次のとおりです。

第 53 表 身体障がい者手帳の交付状況

令和 5 年 3 月 3 1 日現在

総 数 (18 歳未満)	視覚障がい	聴覚・平衡 機能障がい	音声・言語 機能障がい	肢体不自由	内部障がい
433	16	74	1	255	87

資料出所：障がい福祉課

第 54 表 知的障がい者療育手帳の交付状況

令和 5 年 3 月 3 1 日現在

総 数 (18 歳未満)	最重度・重度 の障がい(A1)	中度・身障 重複障がい(A2)	中度障がい (B1)	軽度障がい (B2)
1, 224	281	16	271	656

資料出所：障がい福祉課

第 55 表 精神障がい者保健福祉手帳の交付状況

令和 5 年 3 月 3 1 日現在

総 数 (18 歳未満)	1 級	2 級	3 級
105	8	82	15

資料出所：障がい福祉課

(3) 日常生活用具・補装具等の給付および交付

在宅の重度身体障がい児（身体障がい者手帳 1～2 級）や重度の知的障がい児に対して、浴槽、訓練用ベッド等を給付もしくは貸与する日常生活用具給付（貸与）事業を実施しています。

また、身体障がい者手帳を受けている児童に対し、身体上の障がいを補うために義肢、装具、補聴器、車椅子等の補装具の交付・修理事業を行っています。

(4) 家庭に対する援助

障がい児を持つ家庭の精神的な負担や経済的負担を軽減し、日常生活の安定を図るために次のような施策を行っています。

ア 特別児童扶養手当および障がい児福祉手当等の支給

重度および中度の障がい児を家庭で養育している父母または養育者に対して特別児童扶養手当を支給しています。手当月額は、重度障がい児の場合には 51,700 円、中度障がい児には 34,430 円です。また、最重度の障がい児に対しては、月額 14,650 円の障がい児福祉手当を支給し、これらの手当が受けられない重度および中度の障がい児に対しては、月額 3,000 円の重症心身障がい児（者）福祉手当を支給しています。

イ 重度障がい者（児）医療無料化対策事業

重度の障がい者（児）が適切な医療サービスを受けられるよう、身体障がい者手帳（1～3級）や療育手帳（A1、A2、B1）、精神障がい者保健福祉手帳（1～2級かつ精神通院医療の自立支援医療受給者）を所持する障がい者（児）に対して、医療費の公費負担を実施し、家庭の負担軽減を図っています。

ウ 心身障がい者扶養共済制度

身体障がい児（1～3級）や知的障がい児などの障がい児を扶養する保護者が一定額の掛金を納付することにより、保護者に万一のことがあった場合に残された障がい児に終身一定額の年金が給付されます。

(5) 障がい児に関する在宅サービス

障がい児や家族が住みなれた地域において、安心した生活が送れるよう障がい児の障がい状況や家族状況等に合わせて次のような施策を実施しています。

ア 児童発達支援

児童発達支援事業所において、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を行う制度であり、県内には 44 か所の事業所があります。

イ 放課後等デイサービス

放課後等デイサービス事業所において、授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の必要な支援を行う制度であり、県内には 108 か所の事業所があります。

ウ 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う制度であり、県内には 24 か所の事業所があります。

エ 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がい児などの居宅に訪問し、必要な支援を行うもので、県内には 6 か所の事業所があります。

オ 居宅介護（ホームヘルプ）

重度の障がい児を養育している家庭に対し、希望によって居宅において入浴・排せつ・食事等の介護を行うホームヘルパーを派遣する制度であり、県内には 110 事業所があります。

カ 短期入所

障がい児を介護している保護者が、病気や出産などにより、一時的に家庭で介護できな

い場合に、短期間障がい児福祉施設等において障がい児を預かる制度であり、県内には74事業所があります。

キ 障がい児の放課後、夏休み期間中の支援

学校の放課後や夏休み期間中等に障がい児および保護者が安心して生活できるよう障がい児を障がい児クラブや日中一時支援事業実施事業所において預かっています。

ク 重症心身障がい児の支援

重症心身障がい児の日中の預かりや緊急時の受入を行い、家族の身体的、精神的な負担を軽減する制度であり、障がい児通所支援事業所（児童発達支援、放課後等デイサービス）および短期入所事業所において受入や送迎をした際に、事業所を支援します。県内には通所支援事業所が25か所、短期入所事業所が10か所あります。

(6) 施設等による療育・保護指導

障がい児にとって、早期発見にあわせて、早期に療育・指導を行うことは、障がいの治療・軽減を図るだけでなく、その後の長期間にわたる保護者のかかわりを支える基盤づくりの上でも、極めて重要です。

このため、様々な障がいや年齢のほか、家庭状況や地域の実情に合わせた、適切な支援・治療を行っており、保護者と手を携えながら療育活動に取り組んでいます。

ア 福祉型障がい児入所施設

障がい児を入所させて、保護を行うとともに、独立自活に必要な生活指導や職業指導を実施しています。

イ 医療型障がい児入所施設

障がい児を入所させて、保護を行うとともに、独立自活に必要な生活指導や職業指導および治療を実施しています。

ウ 重症心身障がい児病棟

重症心身障がい児については、独立行政法人国立病院機構の専門病床において、特に手厚い介護のもとに療育が行われており、医学的治療のほか、児童指導員や保育士、看護師による保護・治療・訓練によって機能の回復に大きな役割を果たしています。

エ その他の施設

保育所や幼稚園においても、中度・軽度の障がい児を対象に健常児との統合保育を進めるなど、障がい児保育に積極的に取り組んでいます。

3 母子・父子福祉

【児童家庭課】

県下の母子家庭は概ね5,500世帯、父子家庭は概ね1,100世帯です。最近の傾向として離別による母子・父子世帯の比率が増加しています。

母子・父子世帯は、経済的基盤の弱さ、将来の生活設計に対する心理的な不安等、その自立を阻む要因を数多く抱えています。また、母子・父子家庭は、家事・子育て・家計の担い手という3つの役割をひとりが背負うことから、子育てと仕事の両立についての負担感が大きいです。

このため、経済的自立への支援を推進するとともに、生活相談および援助サービスを実施し、安定した生活と児童の養育のための福祉対策として、母子・父子家庭の福祉の増進を図る必要があります。

(1) ひとり親家庭相談

ひとり親家庭の相談機関として、各福祉事務所（市部は市役所、町部は県健康福祉センタ

一) に母子・父子自立支援員を配置し、就職、教育など、ひとり親家庭の抱える諸問題全般にわたる相談指導業務を行っています。

(2) 母子・父子福祉センター

福井市光陽2丁目に福井県母子・父子福祉センターが設置されており、ひとり親家庭の各相談に応じています。また、ひとり親家庭向けに自立促進のための講座等を開設しています。

(3) 児童扶養手当

父または母と生計をともにしていない児童の父母、または父母にかわってその児童を養育している人に児童扶養手当が支給されています。対象児童は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童もしくは20歳未満で政令に定める程度の障害を有する児童です。

手当の月額、児童1人の場合44,140円、第2子については月額10,420円、第3子以降は児童1人につき6,250円を加算した額となります。

ただし、所得が一定額以上の者は手当額の一部または全部が支給停止となります。

(4) 母子・父子家庭の医療費助成

母子・父子家庭の保健の向上と福祉の増進を図るため、県下の母子・父子家庭の母または父と子を対象に、社会保険各法、その他の法令の規定による医療の給付を受けた者が支払った自己負担金について助成を行っています。

(5) 交通災害等遺児就学支度金

交通災害等による遺児の義務教育（修学）の安定と福祉の増進を図るため、遺児の保護者（扶養者）に対し、入学時に遺児就学支度金（小学校入学時40,000円、中学校入学45,000円、高校入学時60,000円）を支給しています。

ただし、所得が一定額以上の者は支給されません。

(6) 母子家庭等日常生活支援事業

母子・父子家庭が、技能習得のために通学するなど自立促進のために必要な事由や病気等の事由により、一時的に生活援助や子育てに対する支援が必要となった場合に、家庭生活支援員の派遣等を行っています。

(7) 母子家庭等就業・自立支援センター事業

ひとり親家庭の就業と自立を図るため、パソコン講習や訪問介護員の養成研修等の支援講習会の開催のほか、ひとり親家庭を対象に、就業相談、養育費相談、法律相談を行っています。

(8) 母子家庭等教育訓練給付金事業

母子家庭の母および父子家庭の父の就業を促進するため、就業相談を踏まえて、資格取得や職業訓練を行う方に対し給付金を支給しています。

(9) 高等職業訓練促進給付金等事業

母子家庭の母および父子家庭の父が、看護師や介護福祉士等の資格取得のため2年以上養成機関等で修業する場合に、一定期間、高等職業訓練促進給付金の支給を行っています。また、修業期間の終了後、高等職業訓練修了支援一時金の支給を行っています。

(10) 母子・父子福祉資金の貸付

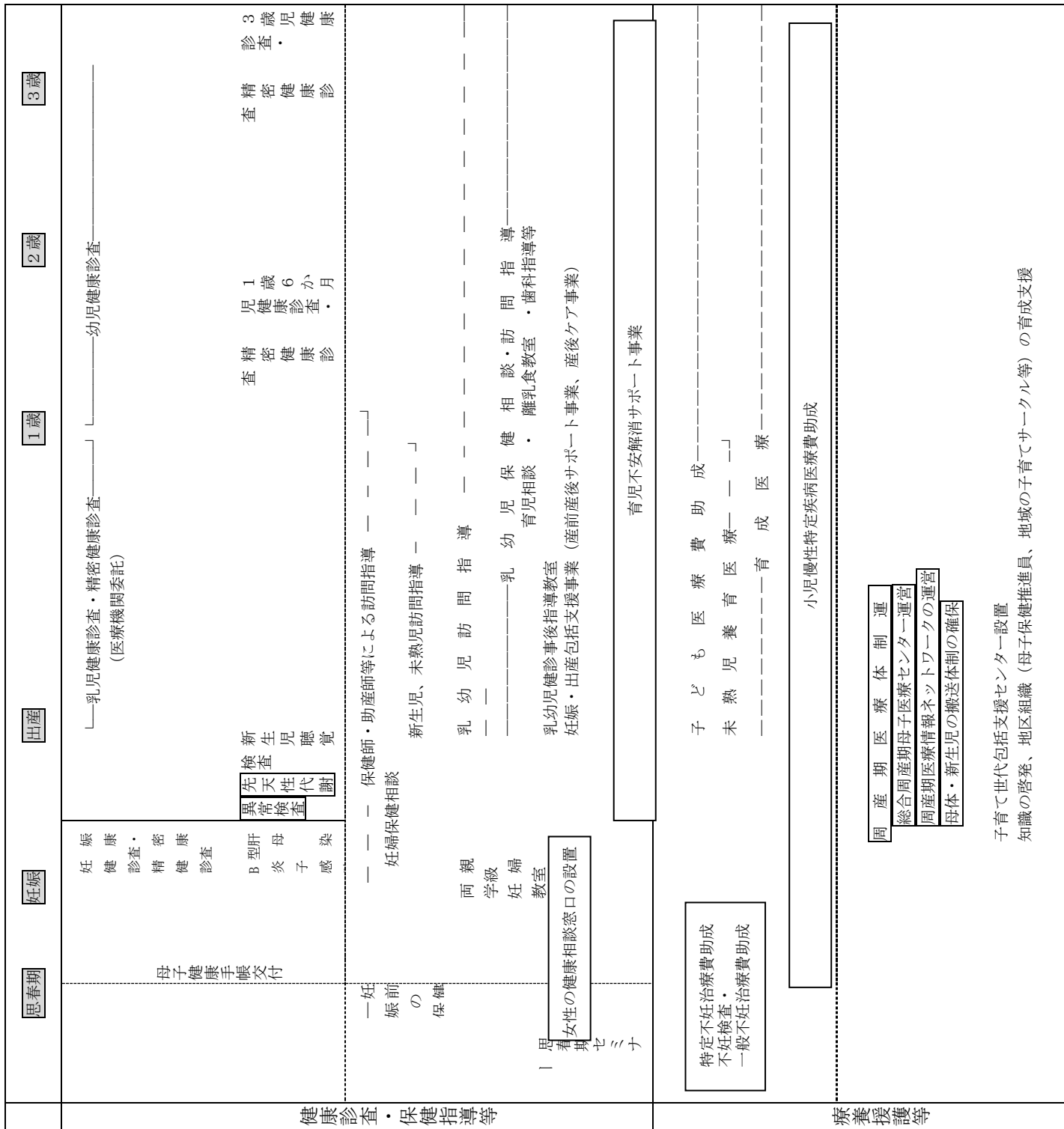
母子家庭および父子家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を増進するための事業開始資金、事業継続資金、修学資金、住宅資金、就学支度資金等を低利子または無利子で貸し付けています。

4 母子保健

【こども未来課】【地域医療課】

母子保健の施策は、思春期から妊娠・出産、新生児・乳幼児期を通じて一貫した体系のもとに総合的にすすめられることを目指しており、第11図に示したようにそれぞれの時期における事業が行われています。その施策は健康診査・保健指導等と療養援護等の2つの柱からなっています。

第11図 福井県の母子保健実施体制



は県事業

資料出所：こども未来課

(1) 健康診査・保健指導等 【こども未来課】

ア 母子健康手帳の交付

市町は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しています。この際に、母子保健サービスの意義を伝えるとともに、健康リスクや社会経済的リスク等を抱える妊婦を把握する機会としています。

イ 妊産婦、乳幼児の健康診査

母子健康手帳の健康診査受診票により、妊婦に対し14回、乳児に対し2～3回の健康診査が医療機関において原則無料で受診できます。その他1歳6か月児、3歳児健康診査などを実施しています。

ウ 妊産婦、乳幼児の保健指導等

妊産婦、乳幼児の保護者に対する保健指導は、安全な妊娠・出産や育児環境の調整のために必要であり、個別または集団指導の形で実施しています。必要な医療の勧奨および継続受診支援、育児不安への対応、虐待予防、社会資源の利用など、個別のニーズに沿った対応をしています。

エ 女性の健康相談窓口の設置

不妊や妊娠・出産に関すること、女性特有の症状などに対し、助産師等の専門職が電話または面接により、相談に対応しています。

(2) 療養援護等

ア 子ども医療費助成 【こども未来課】

子どもの医療費について助成し、健やかな育ちを支援しています。

イ 未熟児養育医療 【こども未来課】

身体の発育が未熟のまま出生した未熟児は、疾病にかかりやすく、障害を残す可能性があるため、速やかに適切な処置をとることが必要です。そのため、入院治療を必要とする未熟児に対し、指定医療機関において医療を給付します。

ウ 小児慢性特定疾病医療費助成 【保健予防課】

慢性疾患（悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患等）にかかっていることにより療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、治療に要する医療費を助成します。

エ 特定不妊治療費助成 【こども未来課】

不妊治療のうち、治療費が高額になる体外受精または顕微授精について、治療に要する費用の一部を助成します。

(3) 母子保健の基盤整備

ア 周産期医療体制の整備 【地域医療課】

リスクの高い妊婦や新生児に高度で専門的な医療を提供する総合周産期母子医療センター、比較的高度な周産期医療を行う地域周産期母子医療センター、地域の周産期医療関連施設（病院、診療所、助産所）の連携を強化し、安定的な受入体制の確保を図ります。

イ 子育て世代包括支援センター整備 【こども未来課】

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点として、全市町に子育て世代包括支援センターを整備します。（注：母子保健法上の名称は母子健康包括支援センター）

(4) これからの母子保健の課題

【こども未来課】

母子保健は、生涯を通じて健康な生活を送るための第一歩であり、次の世代を健やかに産み育てる基盤となります。出生数が減少する中、低出生体重児の割合の増加、虐待件数の増加など、社会環境の変化に伴う諸問題が母子保健においても顕在化しています。

子どもが心身共に健康に育つための環境づくりは重要であり、健康診査や訪問指導による身体面および精神面の異常の早期発見と治療、認定子ども園や学校と連携した元気なからだづくりは今後も継続していく必要があります。それには、家庭の協力と社会全体で子どもを育む意識の醸成も不可欠です。

さらに、児童虐待防止のため、育児不安を持つ妊産婦支援や、養育に支援を要する家庭の早期発見と継続支援等の実施にあたり、保健、医療、福祉および教育関係者との連携強化もより一層重要となってきています。

第 56 表 出生数、低出生体重児（※）数の推移（福井県）

年次		平成 9	平成 14	平成 19	平成 24	平成 29	平成 30	令和 3
出生数		8,132	7,758	7,191	6,712	5,856	5,826	5,223
低出生 体重児	数	548	599	637	592	481	505	426
	割合	6.7	7.7	8.9	8.8	8.2	8.7	8.2

※出生児の体重が 2500g 未満の新生児

資料出所：こども未来課